

関が丘まちづくり計画

関が丘の未来像

「住み良いところに住んで良かったと思えるまち」

関が丘まちづくり協議会

1. はじめに

2. 基本構想

- (1) 計画策定の目的
- (2) 計画策定の背景と経過
- (3) 関が丘地区計画の策定に向けて
- (4) 地域の現状と課題
- (5) 地域の未来像
- (6) 目標年次
- (7) 課題解決策の基本方針

3. 基本計画

- (1) コミュニティの創造
- (2) 地域福祉の振興
- (3) 未来への投資
- (4) 地域ビジネスへの挑戦
- (5) 自主活動及び広報活動の拡充
- (6) 拠点施設の経営
- (7) 関が丘まちづくり協議会の役割

資料

1 はじめに

関が丘団地は、昭和43年に宅地造成が始り、当初人口5,000人の住宅団地となる計画で「団地内に小学校の建設を」という声も出されるような活気に満ち溢れた地域でした。

しかしながら、団地造成から40数年経った現在、地域を取り巻く環境は一変し、特に人口減少や高齢化といった要因で、空き家問題、自治会活動の低迷といった諸問題が暮らしの中に広がりつつあります。

平成27年3月31日の住民基本台帳によると関が丘の6民区合わせての世帯数997、人口2,178人という数字が示すように当初の数字とは大きくかけ離れています。

このように団地内の様子は当初とは変わりましたが、交安・防犯・自主防災といった地域活動は、他地域の範となるような活動を続け、安心・安全で住みよい地域づくりに大きく貢献をしています。

また、「一関夏祭り子供みこし」・「関が丘世代間交流大運動会」・「関が丘文化祭」といった民区の垣根を越えて3大事業を行い、地域の結びつきを強めております。

今般、関が丘地区は、「一関地区まちづくり推進協議会」より分離し、独自の地域協働体「関が丘まちづくり協議会」を発足させますが、「一関地区まちづくり推進協議会」の大きな支えがあったからです。

また、関が丘まちづくり計画の策定にあたりましては一関地区まちづくり計画を基本とさせていただきます。

今後、この計画を指針として、具体的な事項計画を策定する必要があります。ここには、多くの地域住民が参加、参画をして、皆の力でまちづくりを進めなくてはなりません。

関が丘の未来像「住み良いところに住んで良かったと思えるまち」づくりに地域住民一人一人が知恵を出し合い、前向きに問題解決に取り組むことが関が丘の大きな財産になるものと確信します。

2 基本構想

(1) 計画策定の目的

地域や行政を取り巻く環境は多様化を極め、今までどおりの行政主体の画一的発想による地域づくりは限界にきています。平成の市町村合併を行い、広い面積を有する一関市においては顕著であり、行政による各地域（地区）ごとの対応は平等性を考慮しなくてはならないため、その対応の順位については、各地域（地区）にとっては不満が生じることも多々あります。

これらの解決には、地域と行政が役割分担をし、パートナーシップを結ぶ地域協働型の地域づくりを行うことで、個別の地域における対応は地域で決めることができ、地域課題の解決と地域の目標の実現を進めることが可能になると考えます。

この「関が丘まちづくり計画」（以下「計画」という）は「関が丘地区の地域づくりのビジョン」であり、関が丘地区の住民が主体的に地域課題の解決を図り、地域の目標を実現するための指針となることをその目的としています。

(2) 計画策定の背景と経過

平成 27 年 9 月 28 日に一関、関が丘、三関の各地域を網羅する一関地区の地域協働体「一関地区まちづくり推進協議会」が設立となり、一関地区の地域づくりを担うこととなりましたが、地域づくりを行うにあたり、具体的方策を進めるためには地域づくりのビジョンが必要となります。

そのビジョンを定めるにあたって、当然のことながら一定の総意としての地域内住民の意向や意見を把握する必要がありますが、一関地区内の各民区（自治会）から推薦のあった、まちづくり推進員の皆さんに地域づくり計画策定講座に参加いただき、ワークショップ方式によって理想の地域像や地域課題の抽出などを行うことによって地域住民の意向や意見をとりまとめることとしました。

地域づくり計画策定講座は平成 27 年 10 月 30 日から平成 28 年 1 月 8 日まで計 5 回にわたり開催されました。ここで出された地域住民の意向や意見に、地域づくりのノウハウを有する「いちのせき市民活動センター」、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を目的として活動している「一関市社会福祉協議会」、その他関係機関からの専門的見地からの助言を加味し、計画を策定することとしました。

(3) 関が丘地区計画の策定に向けて

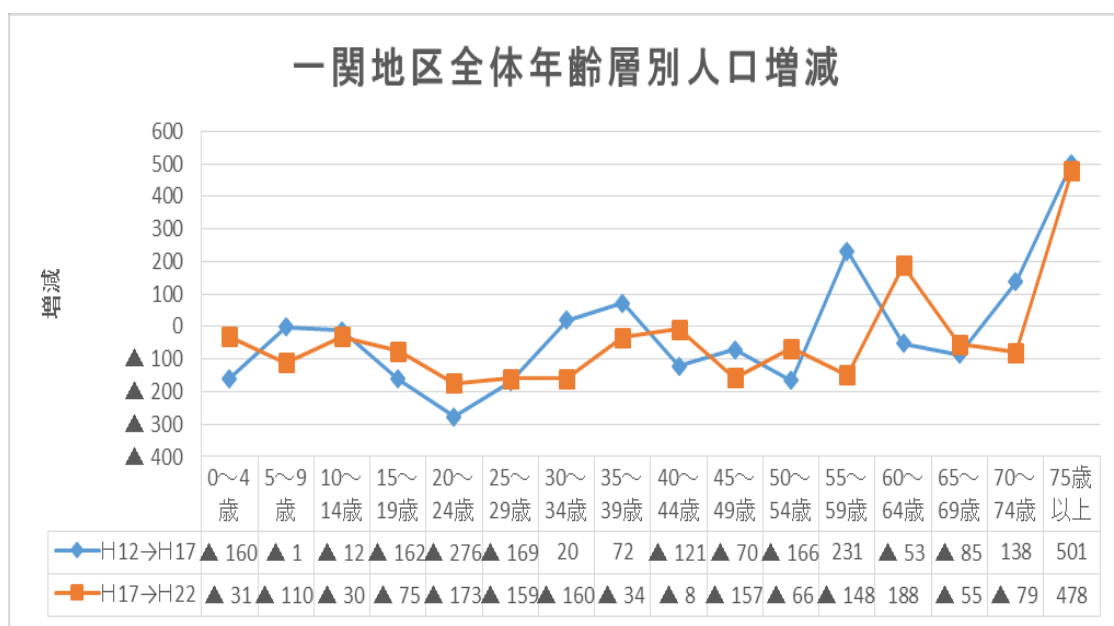
「一関まちづくり推進協議会」にてまちづくり計画策定に関が丘の推進員も携わってまいりましたが、関が丘内の住民から、関が丘でも「地域協働体」づくりが必要ではないかとの声があり、関が丘区長会において検討した結果、設立の準備会を立ち上げ、来るべき、地域自立への取り組みの準備をすることとなりました。その後、検討を重ねて結果、関が丘地区は長年にわたり「一関公民館関が丘分館」の格上げを要望していたこともあり、この際、独立したまちづくり評議会の設立機運が盛り上がると

ともに、その指針となる「地域計画」が必要との認識にいたりました。そこで、一関地区まちづくり計画策定には関が丘の市民も参加して、地区計画の学習とワークショップを行っていたことから、その成果をベースにした「地域計画」策定とすることとし、今計画としてまとめたものです。

(4) 地域の現状と課題

① 一関地区全体の現状

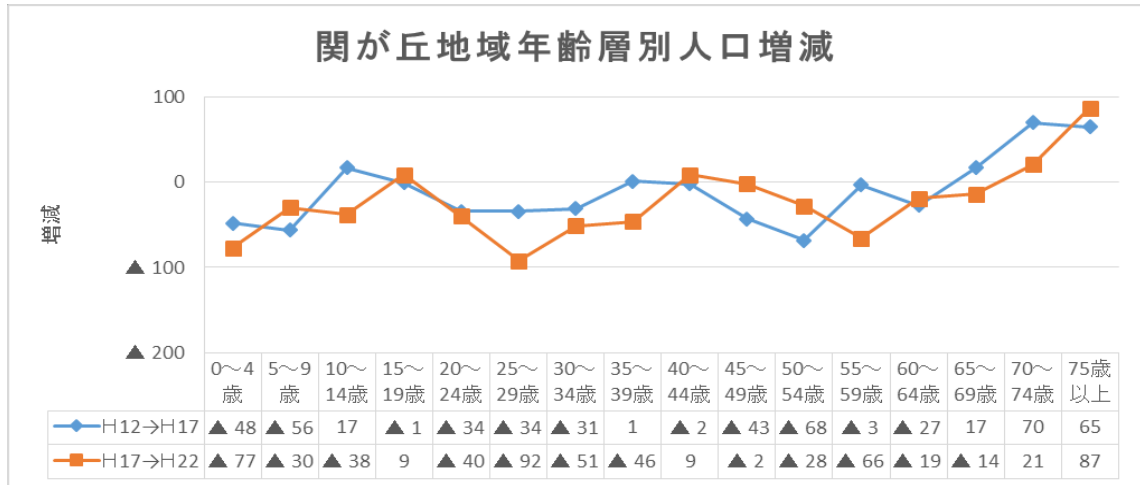
一関地区は、一関市内他地区と異なり「農村部」、「中心市街地」などと一括りで地区全体を表現することが難しく、商業中心地、住宅地、工業地帯、そして若干の農村部と性質の異なるエリアが含まれています。平成27年3月末時点での人口規模は約14,000人で、34歳以下の全年齢層及び40歳から54歳、65歳から69歳の年齢層において人口が減少傾向にあり、特に15歳から29歳までの青少年層、45歳から54歳までの成年層での減少傾向、75歳以上の高齢者層の増加傾向が顕著で、総人口は減少しています。



(国勢調査による)

② 関が丘地域の現状

中心市街地に隣接した住宅地が中心となっています。人口規模は約2,000人で、64歳以下の年齢層ほぼ全てにおいて人口が減少傾向にあり、市営アパートをはじめとする賃貸住宅の入居者の減により特に0から14歳までの若年層及び25歳から34歳までの青年層の人口の減少傾向、70歳以上の高齢者層の増加が顕著で、総人口は割合から見ると大きく減少しています。



(国勢調査による)

③ 一関地区全体の課題

「地域コミュニティの充実」「少子高齢化」といったキーワードにおける課題は比較的共通していますが、地区内に商業中心地、住宅地、工業地、そして農村部も有し、一関地区は課題も各地域によって多様です。それゆえ、一関地区全体については、「共通課題」と「地域別課題」を明確にしなが、合意しやすい地域別に実施する仕組みづくりが課題となっています。

④ 関が丘地域の課題

家庭を築く年代の成年層の人口減少が著しいものになっており、同時に高齢化も進んでいます。成年層は地域活動を担う世代でもあり、地域活動の世代移行の困難が容易に予測されることから、特にも「地域活動の停滞」が憂慮されるとともに、「高齢化に伴う福祉や防災関連分野での対策」が課題となっています。

(5) 地域の未来像

①一関地区全体の未来像

「笑顔あふれ、活気あるまち」

一関地区の未来像は「地域コミュニティ」「公共交通」「地域環境」の充実がテーマとなっています。この3つのテーマの充実を目指し、一関地区住民が共感をもった、地縁だけではない新しいコミュニティを創り上げることによって、今まで以上に笑顔あふれ、活気あるまちの創生を目指します。

② 関が丘地域の未来像

「住み良いところに住んで良かったと思えるまち」

全世代が魅力を感じる、住んで良かったと思えるまちづくりのため、特にも生活目線に立った、地域コミュニティと地域活動の充実が不可欠です。

キーワード

- ・民区の枠を超えた行事活動が活発なまち
- ・気軽に挨拶できるまち
- ・地域活動が活発なまち

(6) 目標年次

平成 30 年度を中期目標年度として、各年度の目標を以下とします。

① 平成 28 年度

一関市民センター関が丘分館から関が丘市民センターの管理運営（指定管理）を見据えながら、関が丘地区まちづくり協議会の体制を固めるとともに、「関が丘地区まちづくり計画」をもとにした具体的事業計画を策定します。

② 平成 29 年度

「関が丘まちづくり計画」をもとにした具体的事業を企画展開し、地域課題の解決に努めます。

③ 平成 30 年以降

必要に応じて「関が丘まちづくり計画」を時代に即したものにするとともに、具体的事業については単年度単位で事業評価を行い、事業の見直し（「拡大」「継続」「縮小」「廃止」の決定）と「廃止」以外の事業について改善を図ります。

(7) 課題解決策（事業）の基本方針

① 地域の課題の発見と解決に努め、目標の地域像の実現を目指します。

② 地域課題の発見と解決方法について、主体的な学習を支援します。

③ 「学びを実践に」をテーマに、できることから始めます。

④ 一関市及び関係諸機関と協働して事業を展開します。

3 基本計画

地域づくり計画策定講座における「まちづくり推進員」の皆さんが議論した内容を「コミュニティの創造」と「地域福祉の振興」の2つの項目にまとめ、あらたな観点で「未来への投資」、「地域ビジネスへの挑戦」、「自主活動及び広報活動の拡充」、「拠点施設の経営」「関が丘まちづくり協議会の役割」の5つの項目を加え、地域づくり分野や福祉分野、社会教育分野の関係諸機関の助言を加味し、下記の7項目で基本計画を定め、課題解決にあたります。

関が丘地区では、一関地区全体で協議した内容をもとに、基本的認識を共有しながら、地区計画としてまとめました。

(1) コミュニティの創造

① 一関地区全体

地域コミュニティの充実という一関地区共通の課題のなかでも、具体的には、「世代間」「住民間」「地域間」の交流（コミュニケーション）の希薄さが課題となっています。

<課題解決の指針>

民区間（強いては地域間）を超えてお互いが課題を補える地域行事を創設し、「世代間」「住民間」「地域間」の交流を進めます。

② 関が丘地域

地域の基幹となる行事があるが、青年（成年）層を中心とした地域のけん引役となる団体や人材の確保が課題となっています。また地域内に2つの小中学校の学区が存在していることから、特に子ども達に一体感が生まれにくく、このことは将来のコミュニティづくりの障害の一つになっています。

<課題解決の指針>

近年の子ども神輿の復活など、以前実施していた行事を民区の枠を超えた協力関係のもと復活させます。また、地域のけん引役となる人材（団体）が参加しやすい（活動しやすい）体制づくりに努めます。

小中学校区の壁を超えた交流を図る事業を行います。

(2) 地域福祉の振興

①一関地区全体

少子高齢化が要因となつての課題が福祉の側面のみならず、安全安心の分野など多方面に影響を与えてきています。

<課題解決の指針>

要支援者及び支援者の体制の構築を進めるとともに行政への要望を行い、社会福祉協議会などの福祉関係機関と連携しながら、課題解決を進めます。

②関が丘地域

地域の高齢化が進み、高齢者対策が急務となっています。

<課題解決の指針>

地域の高齢者に可能な役割与えることでいきがいを創り出すとともに、高齢者の見守り支援ネットワークの拡大と民生委員へのサポート体制の構築を図ります。

(3) 未来への投資

未来のコミュニティを担う子ども達に健全な教育環境を提供することは、家庭・学校だけでなく地域の大きな役割です。今、私たちが子ども達に何を提供できるでしょうか。地域の未来は子ども達の健全育成にかかっています。そして、「コミュニティの創造」及び「地域福祉の振興」の章でも示唆されるとおり、地域づくりに資する人材が将来の課題解決に大きな役割を果たすことは明らかです。将来の地域づくりに資する人材の育成とともに、子ども達が将来帰ってきたいと思えるふるさとづくりを地域と行政及び関係諸機関と協働して行い、課題解決のための教育事業として「未来への投資」を進めます。

(4) 地域ビジネスへの挑戦

地域づくりにおいては公的側面がクローズアップされていますが、地域ビジネスのチャンスも数多く点在しています。先進地域では、交通弱者対策における交通手段や買い物対策において、公的側面の成果をあげているだけでなく、地域ビジネスとして成功を収めている例もあります。地域ビジネスによる公的側面の成功によって、地域は自信をもつことができます。地域が自信のある地域経営を行うために、「地域ビジネスへの挑戦」を進めます。

(5) 自主活動及び広報活動の拡充

表題にあります「住み良いところに住んで良かったと思えるまち」この言葉は地域づくりの第一歩を端的に表現しています。どれも重要ではあるけれど身の丈を超えた事業を実施する必要はありません。自主的に行える身の丈に合った身近な関心のある事業の迅速な実施と、地縁だけでなく、様々な団体が行う地域づくりの活動の情報共有などのための広報活動を支援します。

(6) 拠点施設の経営

地域づくりを展開するには、当然ながらその拠点施設が必要になりますが、幸いにも、関が丘地区には「一関市民センター関が丘分館(関が丘コミュニティセンター)」があります。

この施設を地区の拠点施設として生かすためにも「一関市民センター関が丘分館」の管理運営を地域が行うこと(拠点施設の指定管理)により、拠点施設の確保、事務局体制の拡充、悲願であった「市民センター」への格上げが実現することから、指定管理を行います。

(7) 関が丘まちづくり協議会の役割

地域づくりは行政だけが行うものでも、住民だけが行うものでもありません。「基本構想」の「計画策定の目的」にも述べましたとおり、地域と行政が役割分担をし、パートナーシップを結びながら地域課題の解決と地域目標の実現を進めるための調整役としての役割を果たします。

さらなるステップとして

以上、一関地区まちづくり計画を基本として、関が丘まちづくり計画をまとめました。今後、この計画を指針として、さらに各領域の具体的実行計画、ロードマップを定める必要があります。そして、その過程で、一層多くの住民を参加、参画を得ながら、具体的計画化を進めることが望まれます。

そのためにも、「関が丘まちづくり協議会」は果たす役割は極めて重要であり、当面、この基礎づくりが課題と言えます。

グループワークまとめ(第1回目)

分類	性別・年齢別の得意	得意・人付き合い	サークル・趣味活動など	自治活動、PTAなど	隣のコミュニティ	交通機関、施設、自然
元氣	<ul style="list-style-type: none"> ・隣が丘の自慢は高齢者(70~80代)が先頭・次の世代の見本になっている ・女性は皆おしゃべり楽しんでいる、笑顔が多い ・徒歩でジョイスまでリュック背負って買い物してる70・80代多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に気を遣う人が多い、運動の必要性の認識が高い ・ラジオ体操やってる人が多い(自宅) ・市民号に載る人が多い ・散歩する人が多い、徒歩や自転車での買い物する人増えている、挨拶をよくする ・80歳以上の人は名前があげられる ・土いじりや畑仕事が生きていく ・踊りや歌が好き ・隣同士の立ち話が多い、バスで買い物するときの顔見知りとの立ち話も楽しみたい ・おしゃべり好き、イベント盛り上がる 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーラスやってる人も多い(「歌う会」、歌が好きなのがたくさんいる、踊りしている人も多い(講師も4~6人) ・笑いヨガ ・玄米ニギギ体操 ・ゲートボール(グラウンドゴルフ)、健康体操、詩吟、スポーツ吹き矢 ・「友愛会(独り身会)」は会員40名ほどで全体(独り身者?)の3割 ・園の家庭科の時間に、ミンチ掛けのお手伝いにボランティア参加していた 	<ul style="list-style-type: none"> ・民区単位での運動会、老人クラブ日帰り温泉旅行 ・文化祭、世代間交流運動会、お祭り(御神輿)復活した ・夏祭りや世代間交流運動会は2学区合同 ・子供登下校見守り隊 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティの企画が多い、館外研修の参加が多い ・中学校の卓球部が頑張っている(夜間練習) ・お茶のみする場がある(コミュニティ直ぐ借りられる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・春にははかっぱ直ぐでうぐいすがきれいな声で囀っている、蝉も元氣
元氣じゃない	<ul style="list-style-type: none"> ・塾通いから子供の声が少ない ・高齢者のみ世帯増 ・独身多い、出産年齢上がっている、嫁が来ない ・隣が丘じゃ親一代(未婚2人)、子供世代は地区から離れていく ・40~60代が前に出てこない ・若い人は県営・市営AP、空き家が増えた ・閉じこもっているのは男性の方、孤立している人もいる、仕事1本で来た人が交流にこない ・子供が上宿して地元に戻らない ・出てくる人は問題なし、なかなか外出しない人も何人か居る 	<ul style="list-style-type: none"> ・回覧ではなく面と面での ・日常の交流が大事(近所付合)い ・団塊世代(60代後半)お互いに支えあうか、近所付合 ・畑仕事で土に親しみ健康を取り戻す 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターが来なくなったら元氣がなくなつた、また来て欲しい(幸せを呼ぶ会) ・健康体操に参加させる ・サークルが活発、たくさん、民区でお茶のみ ・笑いヨガ ・個人的誘い合いが老人クラブ会員を増やしていく！ケートボールとか。 ・「コミュニティ歌のつどい」もつとやりたい、回数増やしたいー上手でないとも参加しづらいい、いつでも見学OK 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントは民区を超えてやると人が集まりにくい ・役員が高齢化、内容もマンネリ化 ・学区が2分しておりまとまりづらいい、学区区間の交流もない、以前あった焼肉パーティもなくなつた ・PTA活動少ない、元氣ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の老朽化 ・「コミュニティ」が人を集める大きな役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車ないと交通手段がない、買い物・通院などシヤトルバスほしい
元氣になるために	<ul style="list-style-type: none"> ・世代交代へ ・若い人仕事で忙しい、若い人のために段取り必要 ・楽しく男性も集まれる場所があるといい、男性も楽しい関係づくり(専用の部屋が欲しい(暗くてムードがある)、カラオケやスナック ・園が丘は女性が多い、男性を引っ張り出すのは女性の方 ・公園を子供の声で賑やかにしたい ・家に閉じこもらないことを申し合わせ、お茶の日など皆で集まる一時を作る 	<ul style="list-style-type: none"> ・回覧ではなく面と面での ・日常の交流が大事(近所付合)い ・団塊世代(60代後半)お互いに支えあうか、近所付合 ・畑仕事で土に親しみ健康を取り戻す 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターが来なくなったら元氣がなくなつた、また来て欲しい(幸せを呼ぶ会) ・健康体操に参加させる ・サークルが活発、たくさん、民区でお茶のみ ・笑いヨガ ・個人的誘い合いが老人クラブ会員を増やしていく！ケートボールとか。 ・「コミュニティ歌のつどい」もつとやりたい、回数増やしたいー上手でないとも参加しづらいい、いつでも見学OK 	<ul style="list-style-type: none"> ・青空天国 	<ul style="list-style-type: none"> ・「コミュニティ」が人を集める大きな役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の利便性アップ(通院も不便、土日バス便数少ない) ・お店をオープン、八百屋、酒屋が欲しい(重いもの持って歩けない) ・呼び込み「園が丘に来ると必ず足腰が丈夫になるよ！」

園が丘は元氣だと思いませんか

元氣になるために

グリープワーグまとめ(第2回目)

地域全体	個人・健康	人付き合い	地域の活動(自治活動、サークルなど)	交通課題、施設、自然
<ul style="list-style-type: none"> ・子供が増えて欲しい ・入居者が多く居るとよい ・心身ともに健康な地域になりたい ・同居世帯の増加、孫が住む町 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の足で歩いていたい ・足も身体も頭も元気になりたい ・体力維持、多少の運動、ウォーキング、散歩、買い物 ・いつでも明るい気持ちを持って ・好奇心をもち続けたい ・楽しく会話を生かす ・自分の身の回りを自分で出来ること ・今と同じく美味しくお酒を頂きたい、健康の源 ・1日1日を大事に生きるしかない、(関が丘団地に生きて約45年)若い世帯に持っていきたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・元気で笑ってほしい、みんなが一つの家族になって楽しく生活したい ・元気で皆さんとつながってほしい、集いの参加 ・出合いを大切に、近所付き合いをおおいにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪協力隊 ・皆で歌っていたい(指導者とともに) ・笑いヨガをみんなでやってみて笑いたい ・三大行事(文化祭、運動会世代間交流、夏祭り供神輿) ・盆踊りも 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動販売車、移動スーパーが欲しい ・移動手段が必要、小型バス、巡回型があると良い ・食料品店が欲しい ・関が丘にも老人施設が欲しい ・職場が欲しい ・シェアハウスが欲しい(業者に委託する) ・センターにこなくても身近に集会所があると良い ・ゆとりある居住空間、住みやすい環境 ・花いっぱい味いなる丘でありたい ・車道だけでなく歩道が欲しい(安心して歩けるように)、素敵なタウンになって欲しい ・娯楽が必要→居酒屋をやります!みんな来てね。踊りあり、カラオケあり、材料は産直新鮮な物資 ・子供達が増えて託児所が出来ればよい ・シェアハウスが欲しい ・元気で居られる施設がほしい ・集まる場所(茶飲み場、シェアハウス)、空き家の活用→旧駐在所 ・バス乗車手立て ・コミュニティの利用を増やす ・コミュニティで体操教室を開いて欲しい
<ul style="list-style-type: none"> ・融和 ・お年寄りや子供とみんなまで交流する場を作る 	<ul style="list-style-type: none"> ・適度の飲酒、バランスのよい食事を ・自分の身は自分で守るのが理想、適度な運動、ポジティブに生きる ・元気で居ること ・身体的・精神的な健康 ・歩きましょう、散歩しましょう ・心身ともに健康!次に周囲との交流 ・健康で楽しく生活すること ・諦めない、信頼しあう、物は大切にす 	<ul style="list-style-type: none"> ・声を掛けられれば断らない! ・悪口は絶対に言わない ・声掛けをする、近所への気配り ・会話を大切に!他人の話は良く聞く ・声を掛け合って出かけるようにしたら ・お互い声を掛ける、誘い合う、断られ ・まずは隣近所への声掛け、地域行事への参加、みんなで出来る行事の立案 ・各々健康で人との出会いを大切に 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動(公園清掃、トイレ清掃、除雪、草刈) ・挨拶運動 ・各種行事に積極的参加 ・ニギニギ参加しよう ・老人達の集まりが多くあって欲しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・集まる場所(茶飲み場、シェアハウス)、空き家の活用→旧駐在所 ・バス乗車手立て ・コミュニティの利用を増やす ・コミュニティで体操教室を開いて欲しい
<p>今十年後の関が丘地区のことは何か</p>				

関が丘まちづくり協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、関が丘まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を一関市関が丘16-1 関が丘市民センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、関が丘地区の未来（将来）を見据え、民区・団体を越えて横断的な共通の地域課題に取り組み、行政や各種団体と協力して、住み良い地域社会の構築を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の参画による、まちづくり計画の策定と推進に関すること。
- (2) 地域の保健・福祉・環境衛生の改善向上に関すること。
- (3) 防犯・防災・交通安全の推進に関すること。
- (4) 教育・文化の向上と生涯学習・スポーツ振興に関すること。
- (5) 行政機関及び各種団体との連携調整に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要なこと。

(構成)

第4条 本会は、関が丘地区に居住する住民・各種団体等で趣旨に賛同するもので構成する。

(役員)

第5条 本会の円滑な運営のため、次の役員を置く。

会長	1人
副会長	1人（「会計」も兼務）
理事	8人以内
監事	2人

2 役員は代議員と兼務することはできない。

(役員を選出)

第6条 理事、監事は総会に於いて選出し、会長、副会長は理事の互選とする。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再選は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた時は補充できるものとし、任期は、前任者の在任期間とする。
- 3 役員は、任期終了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員役割)

第8条 役員役割は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し会務を総括するとともに総会以外の会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代理する。また、会計も兼務する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、事業の企画、執行を行う。
- (4) 監事は、本会の業務ならびに会計を監査する。

(総会)

第9条 総会は、毎会計年度終了後2か月以内に会長が招集し開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

- 2 総会は代議員制とし、代議員は各行政区の区長、各行政区の民生委員、各行政区の保健推進委員、(区長、民生委員、保健推進委員以外の)各行政区の代表、一関市立南小学校関が丘地区各PTA、一関市立一関小学校関が丘地区各PTA及び※別表に掲げる各種団体等より各1人により構成する。
- 3 総会の議長は、その総会において出席した代議員の中から選出する。
- 4 総会は、代議員の委任出席も含めた過半数の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 5 総会は、次の案件を審議する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 役員選出に関すること。

- (3) まちづくり計画に関すること。
- (4) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (5) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (6) その他理事会が決定した重要事項に関すること。

※別表

一関市立一関中学校関が丘地区PTA
一関地区交通安全協会関が丘分会
一関地域防犯協会関が丘・20区支部
関が丘体育協会

(代議員の任期)

- 第10条 代議員の任期は、2年とする。ただし、再選は妨げない。
- 2 補欠により就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 代議員は、任期終了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(理事会)

- 第11条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。
- 2 理事会は、会長が招集し開催する。
 - 3 理事会は、会長が議長となり次の案件を審議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会から付託された事項
 - (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - 4 理事会の議事は、出席者の過半数の議決で決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(専門部会)

- 第12条 本会の業務の円滑な執行のため、必要に応じ専門部会を設置することができる。
- 2 専門部会の詳細については、理事会において別に定める。

(経費)

- 第13条 本会の経費は、交付金、寄付金、その他をもって充てる。
- (会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第15条 業務事務の執行のため事務局を設置し、事務局長・事務局員を委嘱する。

2 前項の職員は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(情報の開示)

第16条 本会は、総会の決定事項等各種情報について、常時開示することに努めなければならない。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会に諮り会長がこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員及び代議員の任期は、規約第7条1項、第10条1項の規定に関わらず平成29年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。